

# 調査報告書

令和7年11月4日

三重県立■■■■特別支援学校■■■■分校  
及び三重県立■■■■高等学校  
いじめの重大事態に係る調査委員会

## 第1 はじめに

県立特別支援学校高等部2年男子生徒が、令和6年10月10日午後2時頃、校舎内の個室洋式トイレの便座に座っている様子をスマートフォンで動画撮影され、その動画がインスタグラムに投稿された事案（以下「**当該事案**」という。）について、令和7年1月8日、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号および第2号に規定するいじめの重大事態と認定され、同日、三重県教育委員会（以下「**県教委**」という。）へ報告し、いじめ重大事態に係る調査委員会（以下「**当委員会**」という。）が設置された。

## 第2 当委員会について

### 1 構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

職名	氏名	所属等
委員長	白山雄一郎	三重弁護士会推薦弁護士
委員	仲律子	三重県公認心理師会推薦公認心理師
委員	■■■■■	三重県立X分校校長
委員	■■■■■	三重県立X分校教頭
委員	■■■■■	三重県立Y高校校長
委員	■■■■■	三重県立Y高校教頭 (令和7年3月まで)
委員	■■■■■	三重県立Y高校教頭 (令和7年4月から)

### 2 目的

この調査は、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに

至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とする。なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が法律上の権利義務関係に直接影響を与えるものではない。

文部科学省より策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）のとおりである。

### 3 調査活動経過

本委員会の調査活動の経過は以下のとおりである。この間も、非公式の意見交換などを実施した。

日付	内容
令和7年3月19日	第1回委員会、現場視察
令和7年4月9日	第2回委員会
令和7年4月21日	対象生徒及び保護者からの聴き取り調査
令和7年4月30日	関係生徒からの聴き取り調査
令和7年5月12日	県教委職員聴き取り調査
令和7年5月26日	県教委（元）職員聴き取り調査
令和7年6月2日	Y高校教員、校長聴き取り調査
令和7年7月3日	X分校教頭、校長聴き取り調査
令和7年8月20日	X分校教員聴き取り調査
令和7年9月10日	第3回委員会
令和7年9月24日	第4回委員会

### 第3 基礎情報（いずれも当委員会が設置された令和6年度当時）

#### 1 対象生徒

三重県立[ ]特別支援学校[ ]分校（本書にて「**X分校**」という。）

高等部2年 男子生徒（以下「**C**」という。）

#### 2 関係生徒

三重県立[ ]高等学校（本書にて「**Y高校**」という。）

1年 男子生徒（以下「**A**」という。）

2年 男子生徒（以下「**B**」という。）

#### 3 X分校及びY高校（以下両校合わせて「**両校**」という。）の校舎について

校舎はY高校単独で利用されていたが、「県立特別支援学校整備第一次実施計画」（平成20年3月、三重県教委）に従い、[ ]、[ ]、X分校が併設され、X分校の生徒による利用も開始された。校舎は、管理普通教室棟、特別教室棟、[ ]棟の3棟で構成されているが、いずれの棟についても両校いずれの生徒も利用する可能性がある教室が設置されている。物理的な区切りなどは存在しない。

### 第4 当委員会が認定した事実

#### 1 当該事案の端緒

- (1) 令和6年10月11日午後2時頃、X分校は、インスタグラム上に、Cがトイレの個室で座っている姿を、第三者が正面から撮影した動画（以下「**本件動画**」という。）が投稿されてい

ると報告を受け、当該事案を把握した。本件動画内では、Cが「逮捕逮捕」と思われる言葉を発する様子、Cが両手で顔をふさぐ様子が確認でき、背後に2名の笑い声が記録されていた。Cの性器は映り込んでいなかった。

- (2) 同日午後3時頃、X分校は、Y高校と情報共有し、Y高校において、本件動画の背後の声は、Y高校に在籍するA及びBであると特定した。
- (3) なお、Cはダウン症候群で療育手帳A1を取得しており、本件動画を撮影された当時の状況について供述できない。

## 2 関係生徒からの聴取（令和7年4月30日実施）内容

### (1) B

ア Cの名前は現在も分からない。

イ 令和6年5月、トイレ前の廊下で、Cから「こっちにこい。」と言われ、ピストルで撃つ格好をして「バンバン」と撃たれた、それに対し廊下に倒れるリアクションをしたところ、Cから「アホ」「ボケ」と言われた。その時に、X分校の教師（どんな教師だったのかは覚えていない。）がやってきて、「すみません」という感じだった。この出来事については何とも思っていない。それ以降、休憩時間にCとトイレで会うたびに「アホ」「ボケ」と言われ続けてきた。Cのことについて、先生や友達に相談したことは無かった。

ウ 令和6年10月10日の5限目の授業中、教師と言い合いになりイライラしたためトイレに行った。

エ 小便器で用を足していたところ、後ろの個室から「アホ」「ボケ」というCの声が聞こえた。無視したが、Cから濡れたトイレ

ットペーパーを投げつけられ、当たった。トイレトペーパーが濡れていたのは、トイレの水なのか尿なのか唾液なのかは分からないが、大事にしていたパーカーを着ていたため腹が立った。

オ Cは個室のドアを閉めたが、ドアを1回だけ蹴った。その際、スリッパが脱げ、つま先が個室を覗く形になった。これに対しては、Cからは特にリアクションはなかった。

カ 腹が立ったが、これ以上は相手にせずトイレを出ようとしたところ、偶然Aがトイレに入ってきたため、声をかけた。

キ Cが個室のドアを開けた。AとBは、Cの姿を見て笑い、「おもしろ」と言ってスマホを取り出した。

ク AがCに対して、「動画撮っていい」と聞くと、Cは無言だったため、Aは本件動画を撮影した。自分は、スマートフォンでゲームアプリをしながらAが動画撮影する姿を見て笑っていた。自分は動画撮影していない。

ケ Cがトイレトペーパーを投げつけてきたことは、当初の学校からの聴き取りの際には生徒指導の教師には伝えていない。忘れていた。前に自分の方が「アホ」「バカ」と言われていたので、自分は悪くないという思いは伝えていた。教師の聴き取りが高圧的だったとか、話しにくかった、ということもなかった。

コ 警察が家に来た時に、まだ終わっていないのかと思った。警察は話をしっかり聞いてくれた。その時に、トイレトペーパーを投げられたことを思い出して話をした。

サ 自分がやったことは謝罪するが、Cがやったことについても謝罪してほしい。

## (2) A

ア 令和6年10月10日まで、Cと関わりは無かった。

- イ 同日授業開始15分後のところで、校舎内でもきれいだっただ校舎管理棟3階の男子トイレに行った。
- ウ トイレにはBがいた。Bは年上だが、自分がBの苗字を呼び捨てする関係性である。
- エ トイレの中に付いていったところ、個室が閉まっており、Bが、ドア下でスリッパの出し入れをしたり、個室のドアを殴ったり蹴ったりしていた。殴ったり蹴ったりした回数は1回ではなかった。
- オ 先生が見回りに来ると思って、一旦トイレの外に出て確認した。
- カ トイレに戻ったところ、個室が空いていた。
- キ 面白いと思い、自分のスマートフォンで本件動画を撮影した。撮影した動画数は覚えていないが、後にインスタグラムにあげた1つ（本件動画）だけとは限らない。動画の撮影時間は30秒から40秒か。途中で、Bもスマートフォンで動画を撮影し出したため、動画を撮影するBの姿も撮影した。
- ク 動画撮影を終えて、Bとともにトイレを出ていった。トイレでの時間は15分ぐらいと思う。授業を30分受けていないと欠席扱いにされてしまうので、授業開始後15分でトイレに来たので、残り15分授業に出ないといけないと意識していた。
- ケ Bから、Cからトイレトペーパーを投げられたという話は、当日も聞いたことは無い。
- コ 本件動画をインスタグラムに投稿した。面白いと思ったから。
- サ 学校での最初の聴き取りでは、反省していなかった。学校の先生のが嫌いだっただ。とにかく謹慎処分を受けたくなかったのので、インスタグラムにはあげていないと嘘をついていた。反省の

気持ちが出てきたのは、Cが学校に来ていないという情報を聞いたあたりだった。

シ 警察が家に来た時に、警察はしっかり調べ済だと思ったので、インスタグラムをあげたことは認めることにした。

ス 令和7年1月24日のC及び保護者への謝罪の場は、しっかり話をした。気持ちを聞いてもらえた。怒鳴られたということもなかった。

### 3 当該事案の事実認定

- (1) A及びBは年齢が1つ異なるものの、年下のAがBを苗字で呼び捨てをするなど一定の友人関係があった。Aは、当該事案発生時までCとの関わりは無く、名前すら知らない。Bは、当該事案発生時までの間に、Cからトイレにおいて「アホ」「ボケ」と言われ続けてきたと供述するが、少なくとも、Bが学校の教員や友人に伝えるほどの心理的苦痛が生じる出来事は確認できない。
- (2) 令和6年10月10日午後2時頃（5限目の授業中）、Bは校舎管理棟3階の男子トイレにやってきたところ、Cが個室トイレにいることに気づいた。その後、Aもトイレにやってきて、Bと合流した。Bは、少なくとも1回、Cが入る個室トイレのドアを蹴った。個室トイレのドアが開き、個室トイレ内にいるCの姿を見て、A及びBは笑い、Aが本件動画を撮影した。Bは本件動画が撮影されている状況を受け入れ、Aとともに楽しんでいた。
- (3) 同月11日午後2時頃までに、Aは、本件動画をインスタグラムに投稿した。

#### 4 当該事案の評価

(1) いじめ防止対策推進法において「いじめ」は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

(2) ア 個室トイレ内にいるところ、その個室トイレのドアを蹴られること、個室トイレ内の便器に座っている姿を動画撮影されること、動画を投稿されることは、心身の苦痛を感じさせるものであることは言うまでもない。

なお、直接の撮影行為を行わず、その場の状況を受け入れて一緒に楽しむ行為も、状況をエスカレートさせる行動であり、心身の苦痛を感じさせる行動であることに変わりはない。

イ 当該事案は、対象生徒であるCはX分学校在籍で、関係生徒であるA及びBはY高学校在籍で、異なる学校に在籍する生徒同士によるものという特殊性がある。

この点、「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日）によれば、「一定の人的関係」とは、「学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す」とされている。

C及びA、Bについては、異なる学校に在籍しているもの

の、同じ校舎を共有していることから、一定の人的関係を有するとみることが相当である。法律上の「いじめ」定義は、いじめの種の段階で早期発見・早期対応を目指すために広く定義されているという立法趣旨からしても、かかる要件を限定的に解釈・適用して、いじめ認知を遅らせるべきではない。

ウ 当該事案は、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当する。

- (3) 本件動画には性器の映り込みはないものの、個室トイレの便座に下着を下ろして座っているところを撮影されている。このような同意のない性的な言動は、全て「性暴力」とであると認識すべきである。内閣府の男女共同参画局のホームページにもあるように、「同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害」である。言うまでもなく、被害者にとって、極めて屈辱的で、かつ、大きな心的ダメージを与えるものである。

1995年のKesslerらの研究では、モレステーションつまり性的いたずらの男性被害者の12.2%はPTSDを発症したという報告がなされている。性は最もプライベートで大切なもので、性暴力はその人の尊厳を傷つける行為であり、長期にわたり影響を及ぼすと考えられている。当該事案のインパクトは非常に強く、その重大性に疑いの余地はない。

加えて、このような動画を投稿することは、不特定多数の人物が閲覧・複製できる状態となり拡散し、半永久的に残り続け、回復困難な重大な被害を生じさせかねない行動である。撮影態様、記録内容によっては、性的姿態等撮影罪、児童ポルノ禁止法違反、三重県迷惑防止条例違反などの刑事罰にも該当し

うる犯罪行為である。

決して許されるものではない。

## 5 当該事案発生に関する課題

### (1) 両校の特殊性に配慮した学校組織体制の欠如

ア 当該事案は、異なる学校に在籍するが同一の校舎を利用する生徒間で発生した「いじめ」である。異なる学校であっても、場所を共有する以上、そこを利用する生徒間の人的接触は避けられない。また、両校にはそれぞれ異なった特性や課題を抱えた生徒も在籍している。普段から、両校にまたがる様々な接触や衝突、トラブル、いじめが発生する可能性が認められる。

しかしながら、学校組織としては両校独立しており、上記のとおり想定される両校にまたがるいじめを含めた様々なトラブルを予見し回避するための十分な体制が整えられているとは言い難い。

Bは教員と言い合いになりイライラして授業開始後まもなく当該トイレを使用している。Cは午後の授業の始まりのときに当該トイレにこもることが多く、またパニックになると当該トイレにこもることがある。そのタイミングが一致したことにより当該事案が発生しているところ、このような、トイレを含む共有スペースの使用上の留意点を情報共有できれば、当該事案が発生する可能性を低下させることができたと考えられる。

イ 特別支援学校であるX分校に限らず、Y高校においても、指導が難しい生徒や、特別な支援が必要な生徒は多く在籍している。互いの生徒に適切な指導、支援を行いつつ、同一の校舎を利用する他校の生徒との接触や衝突、トラブル、いじめを予防

するための組織体制を整えることが望ましいが、現在の人員配置からも、両校にとって大きな負担になると思われる。

県教委において、両校の状況、課題を踏まえ、正規の教職員数を増やす、年齢構成や経験なども考慮した適切な人員配置、組織体制の調整、その他支援策を検討する必要がある。

## (2) 情報モラル教育、ネットリテラシー教育の不十分

今の時代、誰もがスマートフォンを持っており、いつでもどこでもカメラ機能での撮影ができ、即時にSNSなどに情報をアップすることができる。その手軽さから、加害者側に明確な悪意の自覚がないまま、「いじり」「笑いのネタ」程度の認識で、被害者（場合によっては加害者も）にとって深刻なダメージを与える情報をネット上にあげてしまうというケースが後を絶たない。当該事案も「面白い」程度の認識で本件動画を撮影し、当日もしくは翌日のうちにインスタグラムに投稿している。

インターネットを使用した「いじめ」については、加害側にとっては行為の悪質さやその行為が与える被害の深刻さに気が付きにくい、被害側にとっては不特定多数へ情報が拡散し消去ができず回復困難な損害となる可能性があるものである。

Y高校においても情報モラルやネットリテラシーに関する教育は毎年行われているが、生徒たちの理解は十分ではないと思われる。

## 第5 当該事案発生を受けての学校及び学校の設置者の対応

### 1 事実経過

- (1) 令和6年10月11日、X分校の担任3名は、C宅を家庭訪問し、Cの母に対し、当該事案の発生を報告した。

なお、X分校は、本件動画を手に入れたものの、本件動画を保護者にご覧いただくことについて、A及びBが在籍するY高校側の意向確認が未了であったことを理由に、この日はCの母に本件動画を見せることはなかった。

- (2) 同日18時頃、Y高校は、帰宅後のAを再度学校へ呼び出して事実確認を行った。

Aは、本件動画を撮影したこと、Bの関与を認めたものの、Cの同意を得て撮影したと主張し、インスタグラムへの投稿は認めなかった。

- (3) 同月15日、Y高校は、Bから事実確認を行った。

Bは、個室トイレのドアの下の隙間から、自分のスリッパを出し入れしていたらドアが開き、Aが大便器に座っているCを動画撮影した、自分は撮影していない、自分はCの姿を見て笑っていたと話した。

Y高校校長は、県教委生徒指導課に連絡し、当該事案の発生を報告した。また、■■■■警察署生活安全課にも報告し、対応を協議した。生徒指導委員会を開催し、A及びBの保護者に事案の説明をしたうえで、学校謹慎を決定した。

学校謹慎に入るにあたり、A及びBからは一応の反省の言葉は聞かれたものの、真に理解を進めることを学校謹慎期間における目標とした。学校謹慎の期間の終期は定めなかった。謹慎指導期間中は、A及びBに対し、反省文の作成、校則の確認、各教科から出された学習課題への取組、校長等との面談といった指導を継続的に行った。結果として、謹慎指導期間は、Aは同月16日から11月5日、Bは10月16日から同月25日となった。

(4) 同月17日、X分校の校長、担任及び学年生徒指導担当、学年指導主事が、Cの父母とX分校にて面談を実施した。

父母に本件動画を初めて見ていただき、X分校からは、Y高校がA及びBから聴き取りを行って事実確認した内容、Y高校から共有していたA及びBへの指導等について説明したものの、父母からの質問に対して父母が納得できる回答はなされなかった。父母からは、Y高校の教職員がこの日に同席していないことについての問題が指摘され、X分校校長は難色を示したものの、同席したX分校の学年生徒指導担当が父母に同調したため、急遽、Y高校の教頭が同席することとなった。父母からは、A及びBからの謝罪の要求がなされ、急遽参加したY高校教頭は、父母からのご要望をお聞きするにとどめ、明確な返答をしなかった。

父母は、警察への被害届を提出するために、本件動画の提供を求めたものの、X分校側は、個人情報等を理由に提供ができないと判断し、担任が本件動画を持参し、父母と同行して警察署へ出向いた。

(5) 同月23日、Y高校は、全校生徒を対象に情報モラルに係る注意喚起を行うとともに、同月25日、全校集会を開いて、校長から、X分校生徒との関わりに関する指導を行った。同日以降、Y高校生徒による校舎3階の男子トイレは使用禁止となった。

(6) 同月24日以降、Cは欠席となった。Cの母は、担任に対し、学校の対応がどうなっているのか見えず不安であるとの理由を伝えた。その後、Cの保護者のご了解をいただき、X分校の担任が一週間に1回放課後に家庭訪問をする形での学習保障を

進めることとなった。

なお、その他に、当該事案を原因とするCの心のケアを目的とした関わり、緊急支援は一切できていない。

(7) 同月29日、X分校の校長が、Y高校の校長に対し、Cの父母が、A及びBの謝罪を求めていることを伝えた。これに対し、Y高校の校長は、A及びBの特性、能力及び言動等を考慮し、Cの父母の期待に応えられる謝罪の場となる可能性が低く、むしろ新たなトラブルが生じる恐れがあるとして強く拒否し、代わってY高校の校長として謝罪すると回答した。

(8) 同月30日、X分校の担任が、Cの家庭訪問を行った。

母からは、Y高校側がどうなっているのかが伝わってこない、同月17日にY高校側が同席していないことに驚いた、せめてA及びBから聞き取りをした教員から直接話を聞きたかったとの、気持ちが示された。

(9) 同年11月6日、X分校及びY高校校長は、Y高校校長室にて、Cの父母と面談した。

父母に対し、Y高校の校長及び教頭から謝罪を行った。また、A及びBの当該事案についての説明内容、Y高校が行った指導内容の説明を行った。Cの父母は、この説明にて初めて、A及びBが謹慎処分となったこと、既に謹慎処分は終了していることを知らされた。Cの父母からは、A及びBからの直接の謝罪、この場に連れてきてほしいとの要望がなされたことに対し、Y高校の校長は、A及びBの特性や能力の観点などからC側が求める謝罪の場にはならない、新たなトラブルのきっかけとなると考え、できない旨を伝えた。父及び母は、Y高校の対応は自分たちには伝わらない、何もしてくれない、との意見を述べ、

父は校長室を飛び出し、職員の制止を振り払い、生徒が授業を受けている教室のドアや廊下のロッカーを蹴ったり、職員や生徒を怒鳴りつけるなどした。

- (10) 同月13日、X分校の担任が、Cの家庭訪問を行った。

担任からは、家庭学習のための課題を渡し、Cに対し「学校に来る？」と聞くと、Cは「うん」と答えた。

母は、「登校させたい気持ちはあるが、登校したら今回のことがなかったことにされてしまうので、今の状況では登校させられない」と話し、A及びBからの謝罪がないこと、Y高校側が最初から出てきて謝罪や説明ができたはずなのにしなかったことについて不満が示された。

- (11) 同月27日、両校の第1回合同生徒指導委員会を実施し、両校の課題を共有した。

それまでは両校の生徒指導担当が個別に情報共有をしていたものの、当該事案の発生を踏まえて、それぞれの生徒指導担当者が集まって開催することとし、双方の意見交換・情報共有を行った。それ以降も不定期的に実施されている。

- (12) 同年12月19日、X分校は、担任が母と2学期末の個別懇談会を実施した。

母からは、報道の取材を受けること、学校にも協力してほしいこと、これまでの学校の対応への不満が述べられた。A及びBからの謝罪の場を持たない理由として、最初からできないと決めつけたり、父の態度や風貌を示唆する発言があり納得できないと話した。また、学校が保有している本件動画がほしいとの意向が示された。

本件動画がほしいとの意向については担任からX分校校長に

共有されたが、個人情報を中心に本件動画が父母に提供されることはなかった。

- (13) 同月20日、X分校は、県教委より、「いじめ」と認知すべきとの助言を受けた。

それまで、両校は、CとA及びBは所属する学校を異にしていることから、いじめ防止対策推進法に定める「いじめ」定義のうち「一定の人的関係」を有する関係にないと考え、当該事案を、法律上の「いじめ」としては認知せず、「いじめ」とは段階が異なる犯罪行為で生徒指導の対象行為と捉え、組織的対応を行っていた。

- (14) 同月20日、A及びBは、          警察署にて当該事案についての事情聴取を受けた。同月23日には、Y高校の校長は、A及びBとそれぞれ個別で面談を行い、Cに対して謝罪する意思があることを確認した。

- (15) 同月24日、Y高校は、いじめ防止委員会を開催し、Bが、当該事案以前である令和6年のゴールデンウィーク明け頃から、Cから「アホ」「ボケ」と言われたと申告したことについて、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」として認知した。

- (16) 同月24日、X分校は、いじめ防止委員会を開催し、CがA及びBから受けた当該事案について、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」として認知した。

- (17) 令和7年1月8日、X分校は、いじめ防止委員会を開催し、CがA及びBから受けた当該事案をいじめ防止対策推進法上の「重大事態」と認定した。

- (18) 同日、Aは、Y高校の校長との面談にて、自分が本件動画をInstagramに投稿した事実を認めた。

(19) 同日、母は、XXXXXXXXXXラインにて被害を公開し、一緒に考えてほしいとの依頼を行った。

(20) 同月10日、X分校は、Cの父母との面談を実施した。

父母からは保護者会開催の要求がなされた。X分校からは、当該事案を「重大事態」と認定したこと、第三者をメンバーに加えた調査委員会での調査の準備を進めること、今後の窓口はX分校の教頭とすることが伝えられた。

(21) 同月中頃、県教委は、X分校が本件動画を保管しているとの情報を得て、X分校に対し、本件動画については児童ポルノに該当する可能性があるためX分校が保管しておくべきものではなく、削除するようとの指示がなされた。

県教委の指示があったものの、X分校校長は、個人的な判断で、後に設置される当委員会での調査に備えて本件動画を削除せずX分校にて保管を継続した。

(22) 同月15日、Y高校の校長がBと面談し、改めて聞き取りを行った。

Bは、令和6年5月、トイレ前の廊下でCから「こっちにこい」と言われ、ピストルで撃つ格好をして「バンバン」とされた、それに対し廊下に倒れるリアクションをしたところ、Cから「アホ」「ボケ」と言われた、それ以降Cとトイレなどで会うたびに「アホ」「ボケ」と言われ腹が立っていた、令和6年10月10日の5限目の授業中にトイレに行ったところ、大便器にドアを開けた状態で座っているCと遭遇した、Bは無視したが、Cから濡れたトイレトペーパーを投げつけられ左肩に当たった、その後、Cはトイレのドアを閉めた、腹が立ったが相手にせずトイレを出ようとしたが、偶然Aがトイレに入ってきた、2

名が一緒になったことで悪ふざけがエスカレートして、Bが個室トイレのドアの下からスリッパを入れたり抜いたりしたところ、Cがトイレのドアを開けた、Cの姿を見てAとBは笑った、Aが「動画撮っていい」と聞くと、Cが「いい」と言ったため、Aは動画を撮った、BはスマートフォンでゲームをしながらAが動画撮影する姿を見て笑った、と話した。そのうえで、Bは自分がやったことは謝罪するが、Cがやったことについても謝罪してほしいとの意向を示した。

- (23) 同月17日、X分校は、[REDACTED]日に保護者会を開催することを決定した。

X分校は、当該事案についてPTA役員会にまで情報が広がっており、報道からの動きもあったことから、Cの父母が求めるY高校側の参加が見込める状況ではなかったものの、保護者への情報共有、今後の向けての意見交換の必要性は高いと判断した。

- (24) 同月20日、X分校校長、Y高校校長及び教頭は、Cの父母と面談を実施した。

Y高校の校長からは、同月8日及び15日にA及びBから聞き取った内容を報告し、Aに謝罪の意思があること、Bにも謝罪の意思があるがBがCから受けたことについても謝罪してほしいとの意向であること、Bの父は同席しないと話していることが伝えられた。父母と協議し、A及びその保護者からの謝罪の場のみを設けることとなった。

- (25) [REDACTED]日、X分校にて第1回保護者会を実施した。

X分校校長から、本件動画は削除したと発表された。なお、父母に対して、かかる発表までに、本件動画を削除することにつ

いて、その理由を含め説明がなされることはなかった。

保護者会においては、謝罪が遅くなったこと、保護者会開催が遅くなったこと、Y高校側から出席がないことについての疑問、質問が多くなされた。

(26) 同月24日、Y高校校長室にて、A及びAの両親が、C及びCの父母に対し、謝罪を行った。Aは、Bもスマートフォンで動画撮影したと話した。

(27) 同月27日、Y高校の校長は、Bに聞き取りを行ったが、Bは動画撮影の事実を否定した。

(28) [REDACTED]日、X分校にて第2回保護者会を実施した。Y高校側は出席しなかった。

(29) 同年2月5日、Y高校の校長は、同校の生徒会に対し、トイレにおいてX分校生徒とY高校の生徒がトラブルとなったことを伝え、両校の生徒が過ごしやすい学校作りについて生徒会として取り組んでほしいと伝えた。

(30) X分校の第3回保護者会について、同月10日の開催が予定されていたが、C側が求めるY高校側が参加するという形の保護者会とはならないことから調整不十分と判断し、中止とされた。

(31) [REDACTED]日、X分校にてPTA役員会が実施され、X分校より「インクルーシブ教育の実現を目指して」と題する書面が配布された。

(32) [REDACTED]日、X分校の学校関係者評価委員会が開催された。X分校の校長、教頭、Y高校校長、自治会長、企業から社長、[REDACTED]、中学校校長が出席した。

Y高校校長から、Y高校の生徒会がX分校の生徒に対し相互

理解に向けてのアンケートを実施したり、X分校の教員や生徒にインタビューしたいと話していること、Y高校の教員に特別支援学校のことを知る研修が必要である旨の発言がなされた。Y高校の生徒会から[ ] Cの母へのインタビューの実施も依頼された。

- (33) 同日、母から、Cが校舎内でA及びBに会わないようにしてほしい、そのためにX分校がY高校からA及びBの顔写真の提供を受けて先生らで共有してほしいとの要望があったため、X分校とY高校は協議し、双方の写真を共有し対応することとした。
- (34) 3月7日、Y高校生徒に、X分校生徒について理解してもらうことを目的として、Y高校生徒会とX分校教員との話し合いが行われた。
- (35) 同月18日、Y高校生徒会から、母に対しインタビューが実施された。
- (36) 同月19日、Cの母が、X分校[ ]に[ ]出席した。教頭に対し、来年度の担任が心配との話があったため、担任が決まり次第、始業式が始まるまでにC及び保護者と会う時間を設けることとなった。
- (37) [ ]日、Cが修了式に登校した。
- (38) 同年4月4日、C及び保護者がX分校に来校し、担任と対面した。学年代表と教頭が、学校生活での支援や指導の方向性、見守り等について話をした。
- (39) Cは、同月9日から登校を再開した。

## 2 当該事案発生後の学校対応の課題

(1) Cが不登校となった要因について

ア Cは、当該事案が発生した令和6年10月10日から約2週間経過した同月24日から不登校となっている。C自身は気持ちを表明できないところ、以下のとおり、Cの父母の両校に対する不信、両校の対応への不安、安心してCを学校に行かせられないという思いから不登校に至っている。Cの父母の気持ちは十分に理解できるところである。

当該事案発生後の両校の初動対応の結果、Cの不登校を招いており、その後も状況改善ができず、不登校の長期化を招いたものと言わざるを得ない。

(2) 対象生徒側に配慮した姿勢の欠如

ア X分校は、本件動画の投稿をX分校が把握した令和6年10月11日当日のうちに、担任による家庭訪問を行い、状況を説明している。しかしながら、本件動画についてはCの父母に見せていなかったため、事態の深刻さが伝わらなかった。Cの父母に、本件動画が示されて説明がなされたのは同月17日に至ってからである。

X分校は、本件動画の撮影者である生徒の所属するY高校側の同意を事前に得たいという考えがあったものの、混乱状態にあった当日のうちにY高校側への確認ができなかった。

しかしながら、本件は「性暴力」であり、即日対応が必須で、当日のうちに今後の対応を協議する必要がある事案である。優先順位を考えY高校側の確認が必要と考えるのであれば当日のうちに言うべきであったし、そもそも本件動画はInstagramにて公開されていたものであること、本件動画の性質・内容からすれば、Y高校側の同意を得ずともCの父母に見ていただくことは可

能であったと考えられる。

イ その後も、状況説明を求めるCの父母に対し、必要かつ十分な情報を提供することができないまま、Cの父母は両校に対する不信感を募らせている。その時々々の状況を知りたいとのCの父母の思いは当然のことである。X分校にとっては他校の生徒に関する情報については自校で対応が完結できないという難しい状況もあったと思われるが、たとえ納得いただくだけの情報が整理できていなかったとしても、C側を置き去りにしていないとのメッセージ、X分校としてできる限りの対応を進めているとの姿勢を、C側に更に示すことは可能であったと思われる。

Cの父母は、関係生徒からの直接の謝罪や面談を求めていたところ、Y高校が、A及びBの特性、課題などから、新たなトラブルが発生する危険性を考慮し、謝罪の場を設けることに慎重に対応することは直ちに誤りとは評価できない。「ダメなことをしたら謝る」ことは当然であり、C側の気持ちは理解できるものであるが、学校には、A及びBが認めていない事実を認めさせる義務はないし、真に謝罪する気持ちがないものを謝罪させる気持ちにさせるまでの義務はない。もちろん、A及びBに、自分がやったことを振り返らせるように粘り強く関わることは教育として必要なことであるが、結果を請負うものではない。

ただし、C側には、謝罪の場を設けることが難しい理由とともに、Y高校はどのように対応しているのかなど、それに代わる情報提供を、両校連携のもと丁寧に行う必要があった。特に、Cの父母は、令和6年11月6日にX分校及びY高校各校長との面談において初めて、A及びBが謹慎処分となったこと、既に謹慎処分は終了していることを知らされているところ、自分たちが求め

ていた謝罪がないまま、知らされないうちに謹慎が既に終了していたことは、経過及び理由についての丁寧な説明なしには容易には受け入れがたい出来事であったはずである。

結果として、Cの父母は、両校は当該事案を隠蔽しようとしているのかと思わせるほどの状況となってしまったことについては、重く受け止める必要がある。

ウ Cは性暴力の被害者であり、早期で適切な対応が必要であった。Cは言語による意思の表明ができず、知的発達に遅れがあるが、誠意をもったケアは必要である。例えば、Cの実態に応じた、わかりやすい形での心理教育や心のケアを行うことができたと考えられる。

しかしながら、被害の重大性に比べて、その対応は後手後手にまわり、現在に至ってもCの心のケアは十分になされているとは言えない。Cの父母は学校の対応に対して不信感を抱いているのが実際である。

エ 障がい児の親の苦悩も大きなものである。Cが自らの顔を覆うような辱めを受けたことによって、Cの父母に生ずる精神的反応についてもケアが必要であった。

オ 本件動画の取扱いについても、当初からCの父母はX分校に対し、X分校が保管していた動画の提供を求めている。X分校は、個人情報等を理由に提供せず、数ヶ月を経過している。その後、県教委の意見を受け、本件動画については削除したと保護者会において公表するに至っている。削除するという判断について、Cの父母に事前に説明することもなく保護者会において発表したという行動は、C側のX分校に対する信頼を更に低下させる行動となったことは疑う余地がない。Cの父母にとっては、X分校は情報

を隠蔽した、被害者側の立場に立って対応してもらえない、と感じさせてしまっても当然の行いである。X分校校長の個人的な判断により、結果として本件動画は保管されていたものの、削除していない動画を削除したと虚偽の情報を伝えたこと自体も、誠実さに欠けた行為であることは言うまでもない。

### (3) 組織的対応の欠如

ア X分校校長などの管理職と担任ら教員との情報共有、連携も不十分であった。令和6年10月17日のCの父母との面談にあたり、X分校として、何を目標とする面談であるのか、Cの父母への情報提供の内容、今後の予定、Cの父母から想定されるご質問に対する対応方針について、組織としての意思統一が十分にできていなかった。Y高校との協議、調整も十分に行えていなかった。その結果、Cの父母の面前で、X分校の準備不足、組織としての意見の不統一を露呈させてしまっている。

この点、三重県環境生活部が発行している「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」15頁にも掲載されているとおり、緊急度の確認、詳細な調査の必要性、具体的な指導・支援の方針の検討（役割分担、対応チームの構成）、情報収集、状況確認および指導の際の留意点の確認、保護者対応の確認（被害届提出の有無も含む）、関係機関との連携の確認等について、早期に対応協議しておく必要があった。

イ その後も、X分校は、現場担任と管理職の連携、情報共有が不十分なままであった。定期的に家庭訪問を実施していた担任らは、自分たちもY高校の動きについての情報が得られず、父母を安心させられる情報を提供できない状況下であっても、自分たちと父母との信頼関係をかろうじてつなぎ止めようと、難しい対応

に迫られていた。

ウ 両校間の連携、情報共有も不十分である。当初から、それぞれの学校の生徒のことはそれぞれの学校が対応するという大前提のもとで対応した結果、対象生徒側への対応と関係生徒側への対応とが分断され、有機的な連携ができていなかった。対象生徒と関係生徒の所属する学校が異なるとはいえ、特に対象生徒側の父母から見れば、同じ校舎を利用する生徒間の問題であり、学校が異なるという事情は重要ではない。両校の対応には、どこか「生徒指導はこうあるべき」「学校組織とはこうあるべき」という固定観念があり、当該事案のような特殊案件に柔軟に対応できなかった可能性が見受けられる。当該事案においては、両学校ともに、一つの「いじめ」事案であるとの共通認識のもと、相互に連携して取り組む必要があった。

エ 当該事案の対応としては、両校合同で対応を検討するいじめ調査委員会を早期に準備して対応すべきだったと考えられる。両校間、学校内の管理職・教員間での距離間が、事態の深刻化、長期化を招いたものと考えられる。

#### (4) 当該事案の特殊性と県教委による介入のタイミング

ア 当該事案の発生については、発覚した令和6年10月11日のうちに、県教委へ報告がなされ、その後も定期的に報告、情報提供はなされていた。その後、県教委が積極的に介入したのは、令和6年12月20日、X分校に対して「いじめ」と認知すべきとの助言を行って以降である。

イ 当該事案は、対象生徒と関係生徒は同じ校舎を共有する生徒であるが、対象生徒側は特別支援学校在籍で、関係生徒側は全日制の高校在籍であるという特殊性が存する事案である。

高等学校の教育目標は、学校教育法51条において、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。」「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。」「個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」とあるのに対し、特別支援学校高等部の教育目標は、同法72条において、高等学校に準ずる教育に加え、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的」とされている。当該事案のようないじめが発生した場合、特別支援学校においては、自分が相手を傷つけなければ謝り、自分が傷つけられれば謝ってもらうという基本的な態度を身につけることが求められている。かかる教育目標の相違から、X分校側は早期の段階で謝罪が解決に向けての目標となったのに対し、Y高校側は謝罪の重要性が認識されていなかったわけではないものの、X分校側ほど切迫性を認識できていなかったことがうかがえる。

また、両校の最高責任者である各校長についても、これまでの経歴、生徒指導の経験年数、教育に対する潜在文化・価値観・考え方の違いがあったため、当該事案の対処について共通認識を持つことが難しかったと考えられる。

かかる事情などから、当初から、双方の学校の対応方針にずれが生じており、統一した意思決定ができないまま進行していった結果、両校間の情報共有不足、X分校内部での管理職と担任らと

の連携不十分、Cの父母の両校に対する不信につながり、事態の改善に向かわなかった要因となっている。

ウ 県教委が、早期に介入し、両学校の調整、指導に着手できていれば、事態が長期化することを防げる可能性もあったと考えられる。

しかしながら、当時、県教委において、当該事案のような、同じ校舎を共有する校種が異なる生徒間で発生したいじめ事案の対応の難しさを十分に認識できていなかった。本件事案の特殊性を認識し、今後は同様なケースにおいては、どの段階でどのように対応支援、介入するのかを想定しておく必要がある。

## 第6 再発防止へ向けての提言

### 1 教育の観点

#### (1) インクルーシブ教育の更なる充実

ア 平成26年に我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」24条において、障害のある子どももない子どもも分け隔てなく、ともに学ぶインクルーシブな教育を受ける権利が保障されており、その権利の実現のために、障害を理由にして一般教育制度から排除されないこと、自己の住む地域社会においてインクルーシブに、初等教育及び中等教育を受けることができること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が求められている。文部科学省も、条約を受けて「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき」としている。国連障害者権利委員会は、我が国の障害者権利条約の履行状況を調査した結果、2022年（令和4年）9月にその結果を総括意見として公表し、政府に対し、「分離

特別教育を終わらせることを目的として、障害のある子どもがインクルーシブな教育を受ける権利があることを認識すること」などを勧告している。

「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶこと」を目標に、本人・保護者の意向を尊重した就学指導の徹底、障害のある子どもに対する教員の指導力の向上を進めるべきである。

イ X分校とY高校は異なる学校であるが、インクルーシブ教育の重要性に違いはない。これまでも、両校の生徒間の交流は学校行事として進められてきたようであるが、今後、生徒間交流の充実にとどまらず、両校組織、両校教職員間の連携、相互理解、多様性の尊重を深め、両校に即したインクルーシブ教育の充実のための諸施策の実施を進めるべきである。

まずは、両校において、同じ校舎を使うための協力体制を築くことが望まれる。インクルーシブ教育の観点からは、校舎使用について分断をすることは可能な限り制限的であるべきだが、人員配置などの要因のため、「安心安全な環境」との大前提を守ることができないのであれば、一部共有スペースの棲み分けも検討すべきである。特に、トイレについては、当該事案に限らず、これまでも様々なトラブルが発生していたとのことであるため、最優先で検討を進めるべきである。このような校舎利用のルールを、両校の然るべき教職員を構成員とする委員会、例えば「施設共同使用検討委員会」などを立ち上げて、必要に応じ県教委の支援を得ながら、協力的に話し合う体制の構築が必要である。

ウ 兵庫県においては、「インクルーシブな学校運営モデル」として、同じ敷地内に高校と特別支援学校が設置されている学校が存

在する。一人の校長が両校の校長を兼務し、特別支援学校には副校長が一人配置されている。交流及び共同学習を進める体制として両校の教務部長が話し合う交流及び共同学習推進委員会が設置されている。

当該事案の発生を契機に、県の実情に即したインクルーシブな学校運営モデルの形を検討する必要がある。

## (2) 情報モラル教育の充実とルールの徹底

ア 高校生のスマートフォン等の保有率は、ほぼ100%である。

ネットトラブルを経験したことがある高校生も少なくない。それに伴い、いじめ態様としても、インターネット上のサイトにて特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、メールやSNSを利用して、特定の子どもに対する誹謗・中傷を不特定多数に送信するなどの「ネット上のいじめ」が深刻化している。

イ 近年は、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応に関する、いわゆる「情報モラル」に関する教育は進められているものの、それでも、インターネットやスマートフォンに関するトラブルや、それらが使われたいじめは後を絶たない。

改めて、児童生徒に情報モラル、ネットリテラシーを確実に身に付けさせる必要がある。そのためには、学校における、子どもの発達段階に応じた指導のより一層の充実に加え、学校に任せるのみではなく、各家庭においても共通認識のもと教育・話し合いをしっかりと行っていただく必要がある。

## 2 学校組織の観点

(1) 両校は、異なる学校でありながら、同じ校舎を共有している

という特殊性が存する。これまで、当該事案以外にも、両校にまたがるトラブルは散見されているようであるし、法律の広範な「いじめ」定義のもと積極的な認知を進めるうえで、今後も両校にまたがるいじめ事案は必ず発生する。

両校には、それぞれ、いじめ防止委員会が設置されているものの、両校にまたがるいじめ事案の対応は単独の委員会では対処困難である。平時においても、両校にまたがるいじめ事案対処のため、両校のメンバーを構成員とする合同のいじめ対策組織の設置を検討すべきである。

- (2) 当該事案発生のような緊急時には、かかる合同いじめ対策組織をベースに、両校で一貫した組織対応を目指す必要がある。それぞれ組織を持つ異なる学校での合同組織となるため、県教委も、特殊性とその難しさを認識したうえで、両校からの情報提供を受け、時機に遅れず、適時適切に調整・進言するなどリーダーシップを発揮する必要がある。

### 3 性的動画及び静止画が存在する事案対応の徹底

- (1) 県教委においては、学校管理下で事故等が発生した際、教職員等が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項についてまとめた「学校管理下における危機管理マニュアル」を作成している。令和7年3月改訂版では、「事象別危機管理の要点」として、新たに「性暴力・性犯罪被害（盗撮事案）」の項目を新設している。なお、当該事案発生時には、かかる改訂は未了だった。

同項目においては、「加害生徒及び保護者への対応」として、

「①加害行為をした可能性がある生徒からの聞き取りを行う際は、対象生徒の同意を得てスマートフォンを預かったうえで聞き取りを開始する。」「④対象生徒のスマートフォンのデータを確認する場合は、対象生徒および保護者から同意を得たうえで行う。」「⑤対象生徒のスマートフォンのデータを確認した結果、盗撮が疑われる画像等が発見された場合は、警察に情報提供を行うとともに、対応について助言を求める。」「⑥証拠保全を目的に、盗撮が疑われる動画等を他の媒体に保存することは、児童ポルノ禁止法に抵触する可能性があるため避ける。撮影日時、撮影場所、撮影対象、動画および静止画の内容等をメモで残しておく。」とされている。

- (2) スマートフォンなどに記録された動画や静止画については、容易に複製・拡散が可能な性質のものであることから、被害者保護のため被害拡大防止を第一に考えて、極めてスピーディーに対応する必要がある。そのため、上記対応については、可能な限り即日対応を目指し、最終的に、加害生徒側が保有するデータ削除まで見届ける必要がある。

ただ他方で、被害者側への情報提供も同時並行で進める必要がある。動画及び静止画の存在・内容は、被害者が、自分に何があったのかを知る重要なツールであるし、場合によっては被害回復のために法的措置を講じるために不可欠な証拠資料ともなりうる。撮影日時、撮影場所、撮影対象、動画および静止画の内容等をメモで残すことでは、被害者のニーズに対応しきれないケースも少なくないはずである。動画及び静止画に対する学校の取扱い次第では、被害者側の学校に対する新たな不信・不満につながる可能性もある。なお、警察にデータを提供した

場合、データ自体は捜査記録として警察に保存されたとしても、その後、被害者側が警察に求めても捜査記録となるデータの提供を受けることは極めて困難であることにも留意する必要がある。

動画や静止画などのデータについて削除されるまでの間に、少なくとも、被害者側に情報提供し意向確認を行い、データ提供などの機会を設けるための努力を尽くす必要がある。

#### 4 犯罪にも該当しうる「いじめ」対応、被害者支援

(1) 犯罪に該当しうるケースについては、学校は、被害を過小評価することなく、適切に、警察に相談、情報提供を行う必要がある。

(2) また、犯罪にも該当しうる「いじめ」事案は、被害者側のダメージが大きいケースもあるため、適時適切に被害者支援を行う必要がある。

被害者は、学校からの情報提供だけではなく、通院やカウンセリングなど心身のケアが必要であったり、場合によっては、被害届の提出などの法的対応も考えられるところである。みえ性暴力被害者支援センターよりこ、警察の性犯罪被害相談電話、三重弁護士会の犯罪被害者支援センターなど、適切な方法や相談窓口を紹介することも必要である。

性暴力事案についての対応については、前述の三重県環境生活部が発行している「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」が参考となる。

(3) 当該事案においては、両校は、犯罪に該当しうるため警察が対応する案件である、という認識が当初からあった。このよう

な犯罪にも該当しうるケースについては、それと同時に、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」としての検討も進める必要がある。

法律上の「いじめ」定義の厳密な解釈からすると、犯罪であるから「いじめ」ではない、ということにはならない。「犯罪」は警察案件で、「いじめ」は学校案件であるという判別を行ってしまうことで、学校としてのいじめの初動対応が漏れてしまうことが無いようにすべきである。警察の捜査については、犯罪が成立するかどうか、立証に十分な証拠があるのかどうかなどの観点から、どのように展開するか予測困難である。警察との情報共有、連携は可能な限り進める必要があるが、警察の捜査に委ね、学校対応が疎かになることはあってはならない。学校としても、被害生徒への支援を含め、いじめ防止対策推進法に則った対応を適時適切に進めることを忘れてはならない。

## 第7 最後に（第三者委員からの付言）

X分校においては、対象生徒及び保護者に対し、本調査報告書の結果を丁寧かつ誠実に説明していただきたい。

また、両校に対しては、両校に通う生徒が安心して学校生活を送るため、本調査報告書を踏まえ、今後の取組内容を具体化し実行に移すことを強く期待する。今後の取組内容について両校の生徒や保護者にご理解ご協力いただくため、適時に適切な方法で説明・報告を行うことが望ましい。なお、説明や報告にあたっては、本調査報告書の公表の可否・範囲の問題にもかかわるため、対象生徒のセンシティブ情報に十分に配慮し、対象生徒側の意向確認を丁寧に行っていただきたい。

以上